

登別市消防団条例の一部改正（案）の意見公募

（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	登別市消防団条例の一部改正（案）
概要	消防団員の定員及び任用要件、報酬の支給要件の見直しを行うとともに、消防力が手薄な遠隔地において災害時における初動体制の強化を目的とした機能別消防団員を設けるため、登別市消防団条例の一部改正（案）を策定しましたので意見公募します。
意見公募（パブリックコメント）の実施結果	令和2年7月1日から7月31日までの間、意見公募を実施しましたが、意見はありませんでした。
問い合わせ	消防本部総務グループ 電話・FAX 0143-85-9611 Eメール firedep@city.noboribetsu.lg.jp